

## シンガポールにおける問題点と要望

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
9 輸出入規制・関税・通関規制	JEITA 日機輸	(1)	輸出管理該非判定情報取得の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 同じワッセナー等のリストを使いつつ、微妙に適用方法や適用時期が国ごとに異なる。よって国境を越えるたびに新たな該非判定情報が必要となるというのが負担。</li> <li>• シンガポールの Security Trade Control のリスト品目の該非基準が、日米やヨーロッパと多少異なる。そのため、日本から非該当として輸出した品目であっても、シンガポールから輸出する際には該当となることがある(その逆のケースもある)。その結果、シンガポールで独自に該非判定作業が必要となる。こうした手間を回避するため、Security Trade Control に該当する恐れのある製品は、シンガポールからの輸出が生じない物流ルートを利用している。物流ハブとして高い機能を有するシンガポールが使えないのは、商物流網構築の足かせとなる。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 国をまたがる、ワッセナー基準での該非判定情報の整備。 (例えば、CISTEC のグローバル版)</li> <li>• Security Trade Control の国際基準への統一化。</li> </ul>	• ワッセナーアレンジメント
	日機輸	(2)	輸入関税分類 HS コード解釈の相違	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 中国当局と同一製品の HS コードに関して見解が異なっているものがあり、実務上困っている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• HS コードの統一。</li> </ul>	• <a href="http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ensingapore.shtml">http://fta.mofcom.gov.cn/topic/ensingapore.shtml</a>
	日機輸	(3)	TPP 協定の暫定案文の ISDS 条項に対する懸念	<ul style="list-style-type: none"> <li>• TPP 協定の暫定案文第 9 章(投資章)にある ISDS 条項(Investor-State Dispute Settlement Clause: 投資家対国家間の紛争解決条項)により、TPP 参加国とのビジネスにおける偏った訴訟リスクの懸念がある。</li> </ul> <p><b>(対応)</b></p> <ul style="list-style-type: none"> <li>• 2016 年 2 月に 12 か国が TPP 協定に署名したが、2017 年 1 月に米国が離脱宣言をしたため、11 か国の閣僚が TPP 早期発効に向けた検討を行うことで合意し、同年 11 月にベトナムで開催された TPP 閣僚会合において、TPP11 協定(環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定: CPTPP)を大筋合意した。</li> <li>• 2018 年 3 月 8 日には、我が国を含めて 11 か国の閣僚がチリのサンティアゴで開催された TPP11 署名式において署名を行った。新協定では、凍結項目に ISDS(投資許可、投資合意)関連規定(第 9 章)が含まれた。</li> <li>• 【TPP 11】第二条特定の規定の適用の停止(凍結)締約国は、この協定の効力発生の日に、この協定の附属書に掲げる規定の適用を停止する。締約国は、これらの規定のうち又は二以上の規定の適用の停止を終了させることに締約国が合意する時まで、当該規定の適用を停止する。</li> <li>• 2018 年 7 月 20 日現在、我が国を含む 3 カ国が国内手続を完了し、協定の寄託国であるニュージーランドに対し通報済み。</li> <li>• 日本政府は、2018 年 7 月 6 日、環太平洋パートナーシップに関する包括的及び先進的な協定(TPP11 協定)の国内手続の完了について、本 6 日、茂木経済再生担当大臣から駐日ニュージーランド大使に伝達するとともに、在ニュージーランド大使館から寄託国であるニュージーランド政府宛てに通報を行った。</li> <li>• 2018 年 12 月 30 日、TPP11 協定発効。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• ISDS 条項に対する再検討。</li> </ul>	• TPP 協定の暫定案文
	日機輸	(4)	FTA 原産地証明の通関手続の煩雑	<ul style="list-style-type: none"> <li>• FTA 締結国(韓国)向け輸出の FTA の原産地証明にかかる税関手続きが複雑で遅れが出ている。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 手続きの迅速化。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Refer to Singapore Customs website at <a href="https://www.customs.gov.sg">https://www.customs.gov.sg</a></li> </ul>
16 雇用	JEITA 日機輸	(1)	シンガポール人優先雇用政策と外国人労働者の雇用規制	<ul style="list-style-type: none"> <li>• シンガポール政府は特に外国人の「専門家」の入国を優遇しているが、外国人労働者の入国については厳格化している。シンガポールにおける生産拠点は熟練労働者の確保が困難になりつつある。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• 製造業の企業がマレーシアや中国に限らず、ミャンマーやインドからの労働者を雇用することを許容すること。</li> <li>• 各企業の雇用環境に基づき、外国人労働者への徴税を軽減する。</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>• Fair Consideration Framework</li> <li>• Refer to Ministry of Manpower at <a href="https://www.mom.gov.sg">https://www.mom.gov.sg</a></li> </ul>

\*経由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体* No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 JEITA 日機輸 日機輸 日機輸		<ul style="list-style-type: none"> <li>FCF(Fair Consideration Framework)規制により熟練外国人労働者の雇用が困難かつコスト増。</li> <li>シンガポール人に対して公平な雇用の機会を与えることを使用者に義務付ける新規制として、2014年8月に Fair Consideration Framework (FCF) が導入された。外国人の Employment pass を申請する際に、シンガポール人向けの求人データベースに最低14営業日にわたり求人広告を出すことが義務付けられた。</li> <li>シンガポールの若者は製造業での従事を好まず、年配労働者も減少している。そのため外国人労働者に頼らざるを得ないが政府の外国人労働者規制によりコストアップとなっている。労働者の高齢化と外国人労働者に対する規制のため、労働力の不足は深刻化している。</li> <li>外国人の労働ビザ(EP)発給対象給与水準が切り上げられ、採用が難しくなっている(22歳有名大学卒=最も基準が緩いが、2017年1月から最低3,600SGD/月)。</li> <li>シンガポール人の労働市場は常に供給がタイトで、政府の賃金高め誘導もあり質とコストが見合わなくなりつつある</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>製造業に対し FCF 適用を緩和する。</li> <li>義務を撤廃して頂きたい。</li> <li>シンガポール人が製造業やエンジニアリングに魅力を感じるような労働施策。</li> <li>シンガポールの優位性のひとつである人材の多様性・競争力が低下しないよう、さらなる引き上げや規制は行わない(慎重に検討する)ようにして頂きたい</li> </ul>	<ul style="list-style-type: none"> <li>Employment of Foreign Manpower Act (外国労働者雇用法)</li> <li>人材省 <a href="https://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework">https://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework</a></li> <li><a href="https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker">https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker</a></li> <li>&lt;準拠法&gt; Employment of Foreign Manpower (Work Passes) Regulations 2012 Section 6 Employment Pass</li> <li>&lt;規則・運用&gt; Ministry of Manpower <a href="https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass">https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/employment-pass</a></li> </ul>
			<p>(参考)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>Fair Consideration Framework: (<a href="https://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework">https://www.mom.gov.sg/employment-practices/fair-consideration-framework</a>)</li> <li>Work Permit for foreign worker: (<a href="https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker">https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/work-permit-for-foreign-worker</a>)</li> </ul> <p>(対応)</p> <ul style="list-style-type: none"> <li>シンガポールの失業率は、アジア通貨危機前の1.4%から、2003年に4.8%まで高まったが、その後低下しているものの、2005年9月末3.3%と依然高い水準にある。</li> <li>2009年5月、人材省は、成長が期待される分野の企業の人材育成を支援する専門スキル実習プログラム(PSPT)を開始した。</li> <li>2009年6月1日から「Sパス」(中技能外国人労働者就労パス)の発給基準を厳格化(学歴、職務経験などの基準引き上げ)した。</li> <li>人材省は2011年7月1日から、EPの発給基準となる基本月給を300~1,000シンガポール・ドル(Sドル、1Sドル=約66.7円)、Sパスについては200Sドル、それぞれ引き上げた。さらに人材省は、12年1月1日から管理・専門職種の就労許可証EPの発給基準の基本月給と学歴基準を引き上げると発表した。</li> <li>2010年、政府は新経済戦略として、外国人労働者を全労働人口の3分の1に抑える目標を設定した。</li> <li>2010年以降、低熟練外国人労働者ワークパーミット(WP)と中熟練労働者Sパス雇用主に対して半年ごとに外国人雇用税を引上げ。</li> <li>2013年2月に発表された政府予算案で、①低熟練外国人労働者ワークパーミット(WP)と中熟練労働者Sパスに関し外国人雇用税を2014~15年段階的に引上げ、サービス部門と建設部門の雇用限度の引き下げ、基本月給の下限の引上げを行うこと、②外国人幹部・専門職のEPに対してQ1パスの申請審査の厳格化、雇用の枠組み設定などの外国人雇用抑制策を発表した。</li> </ul>		

※経由団体:各団体の意見がどの団体を經由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	日機輸 日鉄連 日機輸	(2)	就労ビザ取得の要件厳格化	<p>・FCF(Fair Consideration Framework)の導入により、本社員をシンガポールに駐在させる際の手続きや VISA 取得に要する時間が増加する可能性がある。</p> <p>・2016年より、シンガポール人の雇用促進及び役職の高度化を狙って政府が外国人就労ビザ(以下、EP: Employment Pass)発給を厳格化。 EP発給を管轄するMinistry of Manpower(以下 MOM)は、外国人比率の高い企業を「Whatchlist 企業(=ブラックリスト)」として認定し、外国人に対するEPの発給を滞らせた。(Whatchlist 企業となった場合、従来は EP 申請から2週間ほどで取得出来たが6ヵ月程掛かるケースもあり。) 当社も2016年12月～2017年10月まで Watchlist 企業と認定された。 現在は、シンガポール人の雇用促進やインターンの受け入れなどを実施する事で Watchlist 企業から除外されたものの、明確な除外理由が不明なため現在も不安な状況が継続。</p> <p>・将来、専門職や管理職の3分の2をシンガポール人労働者とすることを目標としたシンガポール政府による Strong Singaporean Core 政策の推進や Fair Consideration Framework の導入により、EP 発行が近年厳格化されており、本社からの駐在員派遣が困難となる可能性が高まっている。当社についてはまだ EP 発行が制限されるまでには至っていないものの、同業他社では既に制限されているところもあり、一度ウォッチリストに掲載されると人事ローテーションに支障をきたす可能性が高い。</p>	<p>・本社員の派遣(企業内転勤)については、人材バンクによる求人が集まった人材での代替は困難であり、FCFの対象外として欲しい。</p> <p>・EPの円滑な支給。 ・或いは、Watchlist 企業となることや Watchlist から除外される為の諸条件(外国人比率%等)ルールの明確化。</p> <p>・本社員の派遣については人材バンクによる求人が集まった人材での代替は困難であり、左記政策の対象からは外して欲しい。</p>	<p>・Fair Consideration Framework (Ministry of Manpower 2013年9月23日リリース)</p> <p>・Employment of Foreign Manpower Act(外国労働者雇用法)</p>
	日機輸	(3)	帯同配偶者のビザの申請手続の煩雑	<p>・2018年1月より、労働許可(Working Pass)を持っている外国人が家族をシンガポールへ帯同するのに月収6,000SGD以上でないといけない。</p> <p>(対応)</p> <p>・2015年9月1日から、就労ビザ保持者が帯同家族のビザ申請(ビザの更新を含む)を行うための月額給与基準が、配偶者と子供への帯同ビザの場合4,000シンガポールドル(Sドル)以上から5,000Sドル以上へと引き上げられ、両親の長期滞在ビザの場合8,000Sドル以上から10,000Sドル以上へと引き上げられた。</p> <p>・人材省は、外国人の技能や学歴、賃金に応じて外国人就労許可証(管理・専門職向けEPパス、中技能者向けSパス、低技能者向けWP)を発行しているが、2012年9月1日よりEPパスとSパスともに配偶者と子供への帯同ビザ発給の所得基準を引き上げ一律月給4,000シンガポール・ドル以上に設定した。</p>	<p>・該当要件を撤廃して頂きたい。</p>	<p>・人材省</p>
	JEITA 日機輸	(4)	外国人労働者の国籍の限定	<p>・製造分野における外国人労働者は中国、香港、マカオ、台湾、韓国、マレーシアに限定されているが、これらの国からの労働者のコストは現地の労働者より高い。</p> <p>(参考)</p> <p>・シンガポール人材省 労働許可証と許可証(<a href="https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits">https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits</a>)</p>	<p>・製造業の企業に対し、タイ、インド、ミャンマー、フィリピン、インドネシア、バングラデシュからのより安い労働力の利用を許容すること。</p>	<p>・Guidelines on the Calculation of Quota and Levy Bill</p> <p>・<a href="https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/working-permit-for-foreign-worker#dependency">https://www.mom.gov.sg/passes-and-permits/working-permit-for-foreign-worker#dependency</a></p>

※経由団体:各団体の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。

区分	経由団体*	No	問題点	問題点内容	要望	準拠法
	JTA	(5)	人件費の上昇	・人件費が高騰。マレーシアやインドからの就労ビザ取得者を一部雇用し一部改善。		
17	知的財産制度運用 日機輸	JEITA (1)	不明確な第一国特許出願義務の法令規定	・現地開発ニーズが高まる新興国において、当該国における第一国出願義務が法令で規定されている国が依然として多いが、その法令が明確でないため、有効な知的財産権の確保が困難な場合がある。 また、多数国間にまたがる研究開発活動が必要とされる今日、複数国での第一国出願義務が抵触するリスクが懸念される。	・第一国出願義務の緩和撤廃、又は法令条文の明確な規定をお願いしたい。 ・多数国間での取り決めなどにより、国を跨る研究開発への第一国出願義務の適用緩和などを推進していただきたい。	
23	諸制度・慣行・非能率な行政手続 日機輸	(1)	申請書類作成の煩雑さ	・新製品、開発製品をシンガポールで実証実験するため持ち込む際、NEA(環境省)およびIMDA(情報通信省)に申請書類を提出しているが、統一された規定がなく、追加資料の要求が次々と来る状態である。担当者により、要求内容も異なり、多大な時間を費やしている。	・申請手続きを明確に規定して頂き、ホームページ上で開示して頂きたい。	
26	その他 JEITA	(1)	ヘイズ(煙害)被害の深刻化	・インドネシアによる焼き畑等が原因となり、シンガポールまで煙が流れてくることで生じるヘイズ(煙害)であるが、酷いときは息苦しさや眩暈、喘息を催すケースもあり、深刻な環境問題を引き起こしている。幸い、昨年は風向きのおかげでヘイズの状況は一昨年よりもマシであったが、根本的な解決はされていない。	・インドネシア政府との折衝。 ・環境問題に対する真摯な対応を求めてもらいたい。	

※経由団体:各個社の意見がどの団体を経由して提出されたかを表したものであり、表示団体を代表する「主張」「総意」等を意味するものではありません。